

株式会社脱炭素化支援機構 対象事業活動支援規程（投資規程）

2022 年 12 月 26 日

株式会社脱炭素化支援機構 脱炭素化委員会 決定

（目的）

第 1 条 この規程は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）及び株式会社脱炭素化支援機構支援基準（令和四年環境省告示第七十九号）（以下「支援基準」という。）に基づき、地球温暖化対策推進法第三十六条の二十三第一項第一号から第七号までの規定に掲げられた株式会社脱炭素化支援機構（以下「当会社」という。）の行う対象事業活動支援の決定、実行、処分等の実施にあたり、必要な手続等を定めることを目的とする。なお、この規程において特段の言及がある場合を除き、この規程の用語は、地球温暖化対策推進法及び支援基準の例によるものとする。

（支援基準の適用）

第 2 条 当会社による対象事業活動支援の決定については、地球温暖化対策推進法及び支援基準に基づき、それらの趣旨を踏まえ、特に、以下の諸点及びその評価結果を総合的に勘案して行うものとする。

（1）政策的意義（支援基準 1（1））

- ① 支援基準 1（1）①については、当該対象事業活動による温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化の効果につき、国内外の関係機関が定める各種プロトコル等に沿って算定できる場合には、可能な限り定量的に評価するものとする。また、当該対象事業活動が中長期的に脱炭素社会への移行を促すものである場合には、我が国のトランジション関連政策との適合性を確認するものとする。
- ② 支援基準 1（1）②及び③については、具体的には、例えば以下のような事業とし（ただし、それらに限らない。）、事業の内容、形態、実施場所等に応じて、可能な限り、経済と環境の好循環の実現への貢献内容を明確化するものとする。
 - ア）事業の実施地域の社会経済の課題解決に貢献する事業
 - イ）地域脱炭素のロールモデルになりうる事業
 - ウ）新技術・新ビジネスモデルの普及に資する事業
 - エ）我が国の技術・企業の海外市場への展開に資する事業
 - オ）脱炭素に加えて、生物多様性や資源循環等の環境保全上の効果が大きい事業
- ③ 支援基準 1（1）④については、ESG 投資等において参照される主要な項目について評価することに加え、必要に応じ、かつ、可能な限り、国内外で評価が確立された方法論に基づく持続可能性等に関する第三者評価機関による評価を考慮するほか、地域との共生の観点からは、本条（4）のとおり対応するものとする。

（2）民間事業者等のイニシアチブ（支援基準 1（2））

対象事業活動支援の形態が出資である場合には、対象事業活動を行おうとする事業者を含めた民間事業者等からの出資の総額が当会社からの出資額以上であること（そうでない場合には、一時的な状況にとどまること）について、第 4 条第 2 項に挙げる資料等に基づき評価を行うものとする。

対象事業活動支援の形態が出資でない場合には、民間資金の呼び水となる対象事業活動支援により、民間事業者等のイニシアチブを後押しする効果が期待できることを確認するものとする。

(3) 収益性の確保（支援基準1（3））

当会社の対象事業活動支援による収益性の確保のため、対象事業活動の審査に当たっては、第4条第2項に規定する資料等を活用し、対象事業活動に関係する事業者起因する様々なリスクや、対象事業活動がプロジェクトである場合、建設・操業・調達・営業・キャッシュフロー等に伴うリスクを踏まえた事業性を評価するものとする。

(4) 地域における合意形成、環境の保全及び安全性の確保（支援基準1（4））

支援基準1（4）①乃至③に規定されている事項の確認に当たっては、必要に応じて、当会社及び審査に当たって活用した外部専門家が当該地域に赴き、関係者等から直接ヒアリングを行うことなどによって、地域の状況を的確に把握するよう努めるものとする。

(5) ポートフォリオ全体の状況の勘案等

- ① 支援基準「1 支援の対象となる対象活動が満たすべき基準」に基づき、本条（1）から（4）までの各号を勘案するに当たっては、支援基準「2 対象事業活動支援全般について機構が従うべき事項」の各項目も踏まえるものとする。
- ② 支援基準「2（3）機構の長期収益性の確保及び脱炭素社会の実現への寄与」の観点から、当会社は、対象事業活動支援の決定に当たっては、事業の種類、規模や形態、地域性及び当該事業活動支援のために供給する資金等の形態などを勘案して、脱炭素社会の実現に資する幅広い事業領域に対して分散投資を行うものとする。また、具体的な資金等の供給形態として対象事業活動支援に用いる株式や債券・債権等の手段（以下「対象事業活動支援手段」という。）について、予定配当率、利率、売却価格等の当会社の利益水準を定める場合には、かかる観点から、当会社のポートフォリオ全体の状況を踏まえ、リスクやコスト等を勘案して適切な水準とするものとする。

（対象事業活動支援の対象から除外されるもの）

第3条 前条の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する案件は対象事業活動支援の対象から除外するものとする。

- 一 反社会的勢力が関与する、又は関与する可能性があるもの
- 二 犯罪による収益の移転が疑われるもの
- 三 利益相反の可能性があり、いかなる対応を講じても是正されないもの
- 四 その他法令違反が認められるもの（法令違反が軽微であって、対象事業活動支援の対象とすることに特段の支障が生じるものではないと認められる場合を除く。）

（案件審査）

第4条 案件審査は、地球温暖化対策推進法、支援基準及びこの規程の各条項その他の規程に基づき行うものとする。

- 2 案件審査に当たっては、対象事業活動を行おうとする事業者に対し、以下の資料等その他第2条に規定する事項を評価するために必要な資料等の提出を求めるものとする。

- 一 事業目的と政策意義の整合性、実施場所及び時期を含む事業内容、事業スキーム・体制、投資等の規模、資金回収の方法、当会社を求める資金供給の形態等の事業の概要がわかる資料等
 - 二 技術的資料や背景データ等
- 3 案件の審査に当たっては、各評価項目を可能な限り定量的に評価し、詳細に分析するものとし、必要に応じて外部専門家を有効に活用するものとする。
 - 4 審査の過程において、対象事業活動支援をしかどうかの決定を円滑に行うため、適切な時点で、案件の概要及び審査の状況について、脱炭素化委員会に報告を行い、意見を求めた上で、その後の審査を進めるものとする。

(支援決定)

- 第5条 前条の案件審査の結果、支援基準を満たすと判断された案件について、地球温暖化対策推進法第三十六条の二十五の規定に基づく支援決定を行うため、脱炭素化委員会に付議する。
- 2 前項の脱炭素化委員会への付議に当たっては、あらかじめ、相当の期間を定めて聴取した環境大臣の意見及び対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣の意見がある場合には、当該意見を添えて行うものとする。
 - 3 脱炭素化委員会が支援を決定した場合、当会社は、速やかに対象事業活動を実施する事業者（以下「対象事業者」という。）に決定した旨を通知するとともに、対象事業者と十分な協議を行った上で、原則として速やかにこれを公表するものとする。

(支援契約の締結及び実行)

- 第6条 当会社は、支援決定後、速やかに、対象事業者を始めとする対象事業活動に関する事業者との間で、支援決定までに合意に至っていない支援に係る条件について交渉を行い、対象事業者その他必要な関係者との間で、対象事業活動支援に必要な契約（以下「支援契約」という。）を締結するものとする。ただし、契約内容について合意に至らない場合はこの限りではない。
- 2 対象事業活動支援に係る資金等の供給の実行については、支援契約に基づき、これを行うものとする。当会社は、同実行に当たっては、資金の性質上確認が困難な場合を除き、当該資金の用途を確認するものとする。

(案件の管理)

- 第7条 当会社は、支援契約を締結した案件に対し、対象事業者における事業価値の維持向上及び政策的意義の実現について、モニタリングを通じて促し、適切に管理するものとする。
- 2 支援契約においては、前項のモニタリングの適切な実施及び当会社の資金回収のため、対象事業活動の状況に応じ、当会社が適切な対応を行うことができるための条項を定めるとともに、当該条項に基づき、対象事業者その他関係者より、当該モニタリングに必要な資料等及び報告を定期的かつ適宜に求めるものとする。
 - 3 モニタリング中の案件の状況については、定期的に、及び資金回収や政策的意義の達成に重大な懸念が生じた場合等には必要に応じて、脱炭素化委員会に報告を行い、意見を求めた上で、その後のモニタリングを実施するものとする。当該報告に関して、脱炭素化委員会より意見が出された場合は、当該意見を踏まえてその後のモニタリングを行うとともに、脱炭素化委員会によりモニタリングに係る決議がなされた場合には、当該決議に従わなければならない。

(支援決定の撤回)

第8条 当会社は、地球温暖化対策推進法第36条の26第1項各号に掲げる事由その他当会社が支援決定を撤回すべきと判断する事由が生じた場合、支援決定を撤回するものとする。支援決定を撤回するに当たっては、あらかじめ、脱炭素化委員会に付議するとともに、支援決定を撤回した場合には、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(対象事業活動支援手段の処分等)

- 第9条 対象事業活動支援手段の譲渡その他の処分（以下「処分」という。）については、政策的意義の実現や当会社の投資採算の観点から支援継続の妥当性を勘案しつつ、必要に応じて対象事業者と十分な協議を行った上で、総合的な見地から、その売却額や売却先、時期などの条件を適切に判断し、脱炭素化委員会に付議して決定する。
- 2 前項の脱炭素化委員会への付議に当たっては、あらかじめ、相当の期間を定めて聴取した環境大臣の意見がある場合には、当該意見を添えて行うものとする。
 - 3 処分を円滑に行うため、支援契約の締結及び当該支援契約に係る案件のモニタリングの実施に当たっては、可能な限り、処分に至る判断の要素や考え方等を対象事業者と共有するものとする。

(情報の取り扱い)

第10条 対象事業活動支援に際して対象事業者から取得した情報（ただし、取得時点で既に公知となっている情報、取得時点で当会社が保有していた情報、取得後に当会社の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報、及び取得後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報を除く。）は、法令に基づく要請等、対象事業者の同意が不要となる場合を除き、対象事業者の同意なく、対象事業活動支援及びそれに付随する業務以外の業務には使用しないものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、脱炭素化委員会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、2022年12月26日から施行する。